

## 全国的青年連絡組織 選挙に関するお知らせ

全国的青年連絡組織（以下、本会）では、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟評議員候補（青年）と本会役員（会長・副会長・監事）の選挙を下記の要領にて実施します。本会の規約の抜粋は裏面をご覧ください。

### ■ 評議員候補（青年）選挙について ■

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の評議員候補（青年）を選出する選挙です。

#### （1）立候補の方法

立候補希望者は、所属ユネスコ協会/クラブの承認を得た上で、下記アドレスにE-mailにて立候補を表明してください。

- ◆送付先アドレス：seinen@unesco.or.jp
  - ◆立候補の締切：2016年12月9日（金）24：00まで
  - ◆件名：「評議員立候補：氏名」と明記
  - ◆必須内容：氏名、所属ユネスコ協会/クラブ名、決意表明（50字以上、上限なし）
- ※評議員候補選挙の被選挙者は、就任時点（2017年6月17日、日本ユネスコ協会連盟総会）で20歳以上、任期満了時に35歳を超えない会員限定。（規約第6章第15条第1項参照）

#### （2）立候補者発表の方法

2016年12月17日（土）までに本会ホームページ（<http://youth-unesco.net/>）（以下、本会HP）に候補者一覧と決意表明を掲載します。ご確認ください。

#### （3）投票について（選挙期間）

2016年12月中旬に投票案内のハガキを発送します。ハガキに書かれたQRコードを読み込み、インターネット上の投票フォームから、所属ブロックの候補者に投票してください（12月28日（水）締切）。開票後、本会HPにて結果を掲載します。ご確認ください。

#### （4）評議員（青年）の職務について

別紙「評議員の役割について」をご覧ください、ご理解いただいた上での立候補をお願いいたします。

### ■ 全国的青年連絡組織役員選挙について ■

全国的青年連絡組織の役員（会長・副会長・監事）を選出する選挙です。

#### （1）立候補の方法

立候補希望者は、所属ユネスコ協会/クラブの承認を得た上で、下記アドレスにE-mailにて立候補を表明してください。

- ◆送付先アドレス：seinen@unesco.or.jp
  - ◆立候補の締め切り：2016年12月9日（金）24：00まで
  - ◆件名：「役員立候補：氏名」と明記 ※役職は当選者の互選となります。
  - ◆必須内容：氏名、所属ユネスコ協会/クラブ名、決意表明（50字以上、上限なし）
- ※役員選挙の被選挙者は、20歳以上の会員に限られています。（規約第4章第8条の2参照）

#### （2）立候補者発表の方法

2016年12月17日（土）より本会HP（<http://youth-unesco.net/>）に候補者一覧を掲載します。ご確認ください。

#### （3）投票について

投票は総会（2017年1月7日（土））当日に行いますので、ご注意ください。総会にて総会参加者による投票を行います。※詳細は後日ご案内します。

#### （4）役員職務について

役員職務については、規約第4章第10条をご確認ください。

※携帯電話から送信の場合は、ドメイン指定受信等を利用しているところからの返信が届かないことがございます。受信設定に「unesco.or.jp」を追加の上ご利用ください。

# 全国的青年連絡組織規約（抜粋）

## 第4章 役員及び組織

### （役員）

第8条 本会は次の役員をおく。会長1名、副会長1名以上3名以下、監事2名以上で構成される。

- 2 削除
- 3 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- 4 役員の選出方法は、総会において別に定める。

### （役員選出における選挙権・被選挙権）

第8条の2 本会の役員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、就任時に20歳以上となる正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳未満の者とする。

### （役員の任期）

第9条 役員の任期は、選出された時の属する事業年度の翌年度、翌々年度の2年間とする。役職にかかわらず5期10年を超えて役員を務めることはできない。また再任は同一の役職について連続する2期4年までに限ることとする。

- 2 補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

### （役員の職務）

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
- 3 監事は本会の財務状況、会長、副会長及び執行部の業務の執行の状況を監査する。財務の状況又は業務の執行について法令、若しくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは総会に報告する。
- 4 会長は、本会運営に必要な各種班を設置し、長たる者を任命することができる。また、必要に応じて各種班の見直しを行い、班の廃止または長の解任をする。

### （執行部）

第11条 会長、副会長及び各班の長は、執行部を構成し、本会を運営する。

- 2 執行部は、総会において審議する議案を作成する。

## 第6章 評議員候補選挙

### （日ユ協連評議員選出）

第15条 評議員候補選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、就任時に20歳以上となる正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳を超えないものとする。

- 2 本会は、9名を超えない範囲で評議員候補を選出し、日ユ協連の選考委員会に推挙する。
- 3 評議員候補の選出方法は、別に定める。

－ お問い合わせ先 －

各種お問い合わせは、下記へお願いいたします。（なるべくメールをご利用ください。）

公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12F

TEL 03 (5424) 1121 (担当：古澤)

e-mail : seinen@unesco.or.jp (担当：城戸、平野、好中)